

地方単独事業に係る国民健康保険の 国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業がはじまろうとしている。

国保改革に当たっては国と地方との協議により、地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、ひとり親家庭や障がい者に対する医療費の助成は子育て支援や福祉の向上に大きな役割を担っている。

よって、国会および政府におかれては、下記のとおり早急に見直すよう強く求める。

記

地方単独福祉医療費助成事業は、乳幼児、子ども及び重度心身障害者等の健康確保と福祉の向上や少子化対策に大きな役割を担っていることから、当該制度の実施に伴う国保医療費への影響に係る国庫負担減額調整措置を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣 様

豊田市議会